

東京都心 6 区における協働の取り組みの実態

Actual state of cooperation efforts in Tokyo central 6 wards

衣川 智久(法政大学), 上山 肇(法政大学)

Tomohisa Kinugawa(Hosei University), Hajime Kamiyama(Hosei University)

1. はじめに

2000 年 4 月に地方分権一括法が施行され多くの権限が国から自治体に移譲されたことにより、自治体は自らのまちは自らの手によってまちづくりを進めていくことがより可能になった。また、総務省が 2005 年に自治体と NPO 等との協働推進を打ち出した結果^{注1)}、各地の自治体において協働によるまちづくりへの取り組みが進められた。

自治体の限られた財源でより行政効果のある施策を進めるためには行政と住民が共通の目標に向かい、対等の立場で施策に取り組む協働の推進が強く求められているといえる。

東京都 23 特別区（以下 23 区という）は 2000 年の地方自治法改正により基礎的な地方公共団体と位置付けられ、区民により身近な施策を打ち出していくことができるようになり、それぞれの区の特性を生かした様々な住民との協働による施策を行っている。

本稿では 23 区のうち、主に都心地域に位置する 6 区（千代田区・中央区・港区・新宿区・渋谷区・品川区）における協働の取り組みについて、各区担当者へヒアリング調査を実施し、各区における協働の取り組みを比較検討するとともに、これからの都心 6 区の協働における新たな方向を探ることを目的とする。

2. 都心 6 区における協働の取り組みの調査

2-1 都心 6 区の状況

23 区のうち、都心 6 区は、政治・経済・産業・教育などの機能が集積し、また、鉄道・道路・物流などの一大結節点である。このように多機能を持つ都心 6 区におけるまちづくりを進めるためには行政・区民・企業・大学・NPO などが持つ知識・経験・技術を活かして新たな社会経済情勢に即応した協働によるまちづくりを構築していくことが不可欠である。

2-2 調査方法

都心 6 区における協働の取り組みについて、2016 年 3 月 23 日から 29 日にかけて、各区の協働担当者へヒアリングおよびメールによる調査を実施した（表 1）。

調査項目は、①各区の上位計画（基本計画など）における協働の位置付け ②協働のためのガイドライン^{注2)}の策定状況 ③協働センター^{注3)}の設置状況 ④地域活性化のための条例等の制定状況 の 4 項目を選定した。

表 1 調査日時および対象部署

	品川区	港区	渋谷区	千代田区	新宿区	中央区
ヒアリング実施日	2017年3月23日	2017年3月23日	2017年3月23日	2017年3月24日	2017年3月24日	2017年3月24日
ヒアリング対象部署	地域活動課	企画課及び地域振興課	経営企画課	企画調整課	企画政策課	地域振興課

3. 調査結果

6区への項目別のヒアリング結果については表2に示すとおりである。

表 2 ヒアリング結果

項目\特別区	千代田区	中央区	港区	新宿区	渋谷区	品川区
基本計画	千代田区第3次基本計画2015	中央区基本計画2013	港区基本計画 港区実施計画	新宿区基本構 想・総合計画	渋谷区長期基本計 2017-2026	品川区総合実施 計画（第4次）
ガイドライン	千代田区参 画・協働ガイ ドライン	地域との協働指 針	港区区民協働ガイ ドライン	新宿区・地域との 協働推進計画	—	—
協働センター	①まちみらい 千代田	協働ステーショ ン中央	—	③新宿NPO協働推 進センター	—	④区民活動交流 施設（こみゅにて いぶらざ八潮）
地域活性化 のための条 令等	—	—	—	—	渋谷区新たな地域 活性化のための条 令	品川区町会およ び自治会の活動 活性化の推進に 関する条例

3-1 基本計画

基本計画等に協働を位置付けているかについてはすべての区で位置づけがなされている。このことは地方自治の本旨における住民自治の考え方からして当然であり、協働を政策として推進するための根拠は6区とも上位計画で規定されていることが確認できた。

3-2 ガイドライン

ガイドラインや協働の指針の制定状況については6区中4区において制定されており、ホームページで公開されている。

3-3 協働センター

3区において協働センター（区により名称や規模は異なるが、本稿では協働センターという。）を設置していることがわかった。各協働センターの主な活動は次のとおりである。

①「まちみらい千代田」は公益財団法人である。協働まちづくり事業としてまちづくり活動支援をおこなっている。その一つである「千代田まつづくりサポート」は自主的なまちづくり活動を行っている団体に対して、その活動経費の一部を助成している。2016年度は17グループが成果発表を行った。

②「協働ステーション中央」は相談、事業組み立てのサポート、コーディネート、情報提供、助成金等の申請支援など協働推進に関する支援を行っている。また、人材の育成や会議室の貸し出しなど活動に関する支援も行っている。

③「新宿 NPO 協働推進センター」は NPO 団体と町会・自治会をはじめとする様々な地域団体等との協働の取り組みを推進し、地域課題の解決を図るための活動拠点であり、情報提供、相談窓口事業、普及啓発事業、団体等のネットワークづくり等を行っている。

④品川区では協働センターではないが複合施設の「こみゅにていぷらざ八潮」内に協働推進室が設置されており、専門支援員が協働に携わる NPO やボランティアなどの相談にあたっている。

3-4 地域活性化のための条例等

協働によるまちづくりを推進するためには地域の核である町会や自治会の活性化が求められる。従来から地域コミュニティを担ってきた町会や自治会も会員の高齢化が進むなど課題を抱えている。

一方で近年、都心部においてはマンションなどの集合住宅が新たに建設され、新しい住民が増加している。マンションの住民の町会・自治会への加入率は低く、今後、マンション住民の町会等への加入を向上させ、従来からの地域住民と新たなマンション住民による地域のコミュニティを醸成させていくことが行政や町会・自治会にとっての課題となっている。

現在 2 区において町会や自治会の活性化の推進に関する条例や地域活性化のための条例を制定している。品川区は「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を定め 2016 年 4 月より施行している。本条例においてはマンションの居住者の交流の促進について定めている。

また、渋谷区においても「渋谷区新たな地域活性化のための条例」を 2017 年 4 月より施行している。本条例においては集合住宅の管理組合等の責務として、地域の町会その他の地域共同体等が区域の居住者等に活動内容の周知、活動への参加の勧誘に努めている場合には、積極的に協力するよう努めることをうたっている。

4. おわりに

今回の調査を通じて見えてきたものは以下のとおりである。

①協働の実施体制については 6 区とも上位計画に協働が定義付けられており、区の施策としての根拠が付与されている。②ガイドラインや指針は協働を進めるうえでの基本的な考え方を示すものであり、行政、区民、地域で活動する団体などが共通の認識を持ち、協働を進めていくために必要なものであるが、今後、未制定の 2 区においてもガイドライン等の制定を図っていくこと望ましい。③協働センターについては 6 区中、3 区で設置している。また、協働センター未設置の区においても場の確保など協働の支援を行っている。協

働センターの役割は区民・NPO などへの中間支援、活動のための場の確保など多岐に涉っており、これらの区においては協働センター等が大きな役割を果たしている。協働センターなどがあることにより、区民や事業者が活動のため、いつでも集まれる場を確保することが容易となり、協働を継続していくことがより可能になるといえる。④協働を進めるためには地域の活性化が不可欠である。地域活性化等に係る条例について制定しているのは現在は2区であるが、他の区においてもリーフレットを作成して啓発に努めている。

地域のコミュニティの活性化を図るためには、町会・自治会への加入者の増加が喫緊の課題である。また、現在、増加しているマンションなどの集合住宅に居住する区民の地元町会や自治会への参加率を高め、地域のコミュニティの醸成を図っていく必要がある。

現在、品川区と渋谷区において地域の活性化のための条例が施行されているが、今後、当該条例の効果を検証していくことが必要であるといえる。また、条例を制定していない他区においても、地域の活性化のために各区の特性を踏まえて、今後、どのような方法が可能であるか調査していく必要がある。

協働の取り組みは各区の状況が一律ではないため、その取り組みにおいて共通の部分もあれば異なる部分もある。今後、各区の特性を生かした取り組みを進めるとともに、各区相互の連携を図っていくことも求められる。

注

注1) 総務省（2005）「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定」pp.1-6

注2) 行政職員や住民が協働に対する認識を共有し、協働を推進するための指針。

注3) 行政と住民の協働の取り組みを推進し、協働のための活動の場を提供する施設

参考文献

1) 公益財団法人まちみらい千代田(2017)「千代田まちづくりサポート活動成果発表会」

2) 都心6区の各ホームページ

*本研究は、「平成29年度『千代田学』事業 千代田区におけるマンションと地域の交流促進-市民協働の視点から-」の一部として助成を受けて行っている。